
基本計画

1 施策体系と施策の見方

(1)施策体系

基本計画は、5つのまちづくりの目標とそれを実現するための施策の推進を下支えする横断的な目標からなる6つの施策の大綱と22の施策で構成します。

施策の大綱(まちづくりの目標)	施 策
1 子どもや若者の未来が 輝くまちづくり	①安心して子育てができる環境づくり
	②生きる力を伸ばす教育環境づくり
	③子どもや若者の健全育成
2 健康でいきいきと暮らせる まちづくり	④地域福祉の推進
	⑤健康づくりや医療体制の充実
	⑥高齢者が安心して暮らせる地域づくり
	⑦障がいがある人の自立と社会参加の促進
	⑧社会保障制度の安定的な運営
3 自然と調和した活力のある 快適なまちづくり	⑨快適で魅力ある都市空間の形成
	⑩便利で快適な道路交通環境の形成
	⑪水とみどり豊かなうおいのある環境づくり
	⑫地域から始める地球にやさしい環境づくり
	⑬産業の振興によるにぎわいの創出
4 豊かな心と文化を育む まちづくり	⑭生涯学べる環境づくり
	⑮市民文化・歴史文化の振興
	⑯互いに人権を尊重する共生社会づくり
5 安全で安心できる まちづくり	⑰防災・防犯対策の強化
	⑱消防・救急体制の強化
	⑲安心できる消費生活の支援

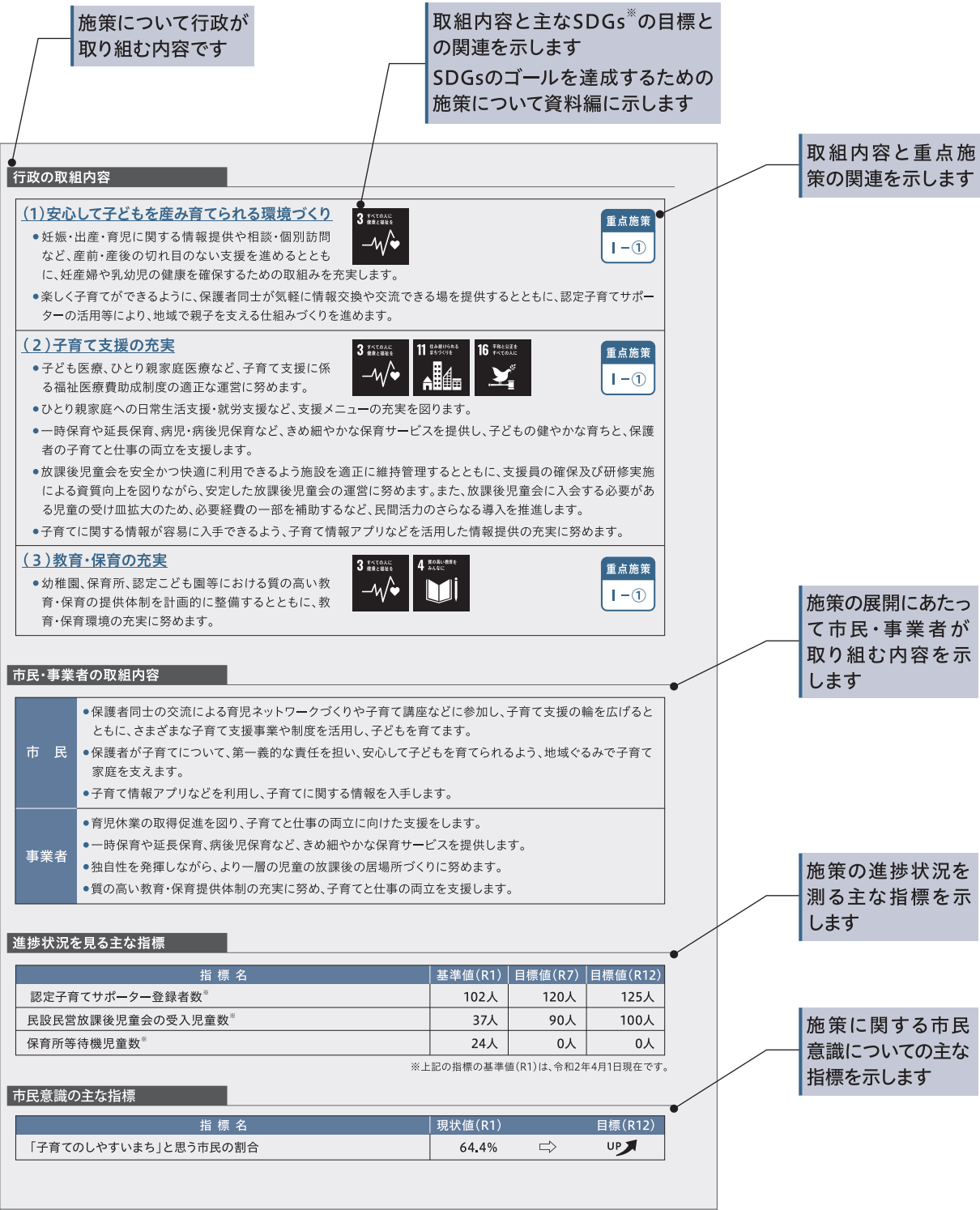
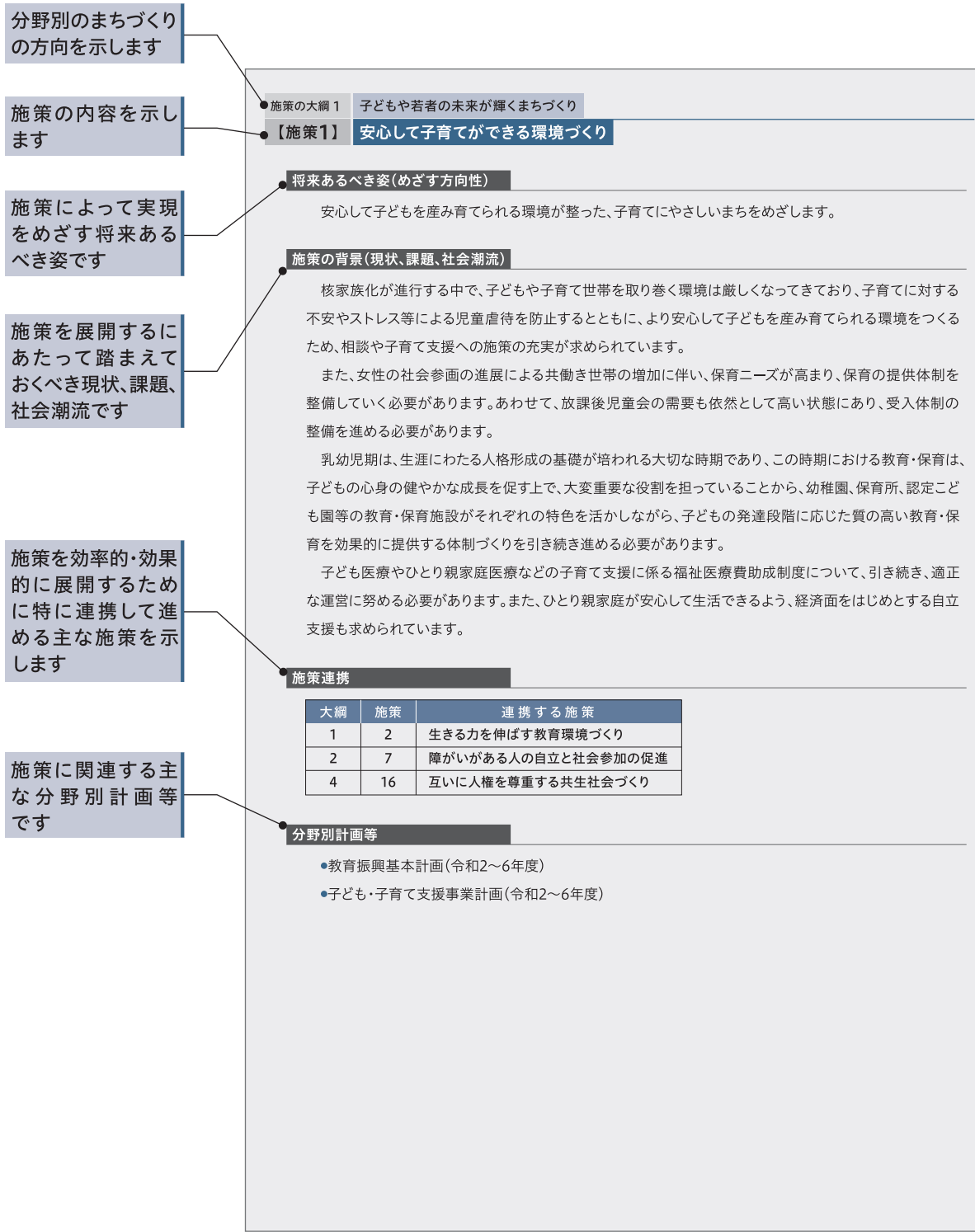


まちづくりの目標を実現するための施策の推進を下支え

施策の大綱(横断的な目標)	施 策
6 施策の推進に向けて	⑳市民とともにつくる参画と協働のまちづくり
	㉑情報共有と発信の充実
	㉒持続可能な行財政運営

(2)施策の見方

各施策の内容を以下のような構成でとりまとめています。



●進捗状況を見る主な指標

指 標 名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
認定子育てサポーター登録者数※	102人	120人	125人
民設民営放課後児童会の受入児童数※	37人	90人	100人
保育所等待機児童数※	24人	0人	0人

※上記の指標の基準値(R1)は、令和2年4月1日現在です。

●市民意識の主な指標

指 標 名	現状値(R1)	目標(R12)
「子育てのしやすいまち」と思う市民の割合	64.4%	UP

2 地方創生に向けた取組み

(1)地方創生をめぐる動き

わが国は、平成20年(2008年)をピークとして人口減少局面に入っており、世界に先駆けて日本が直面する人口減少、少子高齢化という課題に対し、政府一体となって取り組み、将来にわたって活力ある日本社会を維持する観点から、平成26年(2014年)9月にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、同年11月28日に、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。以下「法」という。)が制定され、同年12月27日に、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「国の長期ビジョン」という。)及び、今後5か年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「国の総合戦略」という。)が閣議決定されました。

これを受けて、地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案して、地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」及び、地域の実情に応じた今後5か年の施策の方向を提示する「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「地方版総合戦略」という。)の策定に努めることとなり、本市においても、平成28年(2016年)3月に、「大阪狭山市総合戦略」を策定し、地方創生を成し遂げるための施策を推進してきました。

その後、国においては、令和元年(2019年)6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」における「第2期に向けての考え方」において、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の下に今後5年間の基本目標や施策を総合戦略に掲げて実行する現行の枠組みを引き続き維持するとともに、新たに「多様な人材の活躍を推進する」、「新しい時代の流れを力にする」の2つの横断的な目標を追加した第2期総合戦略を策定し、地方創生のより一層の充実・強化に取り組んでいくこととされました。

地方公共団体においても、各地域の平成26年(2014年)以降の状況変化などを踏まえて、第2期「地方版総合戦略」の策定及び「地方人口ビジョン」の改定を行う必要があるとされました。

これを受けて大阪狭山市においても、平成28年(2016年)に策定した「大阪狭山市総合戦略」の改定を行うこととしました。改定にあたっては、現行の計画期間が令和元年度(2019年度)に終了することとなりましたが、その計画期間を令和2年度(2020年度)まで1年延長し、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までを計画期間とする第2期大阪狭山市総合戦略の取組みについては、本総合計画と一体的に検討することとしました。

(2)重点施策

基本計画に掲げる22の施策のうちから、地方創生を成し遂げていくために重点的に取り組む施策を抽出し、次の4つの柱のとおり重点施策として位置づけるとともに、第2期の国の総合戦略を踏まえ、横断的視点として、2つの視点を掲げることとします。1つ目の横断的視点として、多様な人材が活躍できる環境や活気あふれる地域をつくるため「多様な人材の活躍を推進する」を掲げ、2つ目の横断的視点として、地域における未来技術(Society5.0[※]の実現に向けた技術)の活用や、持続可能な開発目標(SDGs[※])の理念に沿って施策を進めるため「新しい時代の流れを力にする」を掲げます。

なお、これらは、総合戦略の基本目標及び横断的視点に相当します。

重点施策

【重点施策】 総合戦略基本目標		【重点取組】		【横断的視点】 総合戦略横断的視点	
重点施策 Ⅰ	出産・子育てを支援して 若い世代の定住を促す	①出産・子育ての支援		横断的 視 点 Ⅰ 多様な人材の活躍を推進する	横断的 視 点 Ⅱ 新しい時代の流れを力にする
		②教育環境の充実			
重点施策 Ⅱ	安心して 暮らし続けられる 環境を整える	①地域コミュニティの強化による安全・安心のまちづくり			
		②誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり			
		③誰もが安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり			
重点施策 Ⅲ	まちの魅力を高めて 人を呼び込む	①地域資源を活かしたまちの魅力強化			
		②地域の活力を活かした安心して転入できる環境の整備			
重点施策 Ⅳ	地域経済を活性化して 雇用を確保する	①地域産業の活性化			
		②若者や女性などへの就労支援			
		③地域産業の魅力向上			

総合計画の施策と重点施策の関係（連携する主な施策）

第五次総合計画		重点施策									
		Ⅰ		Ⅱ			Ⅲ		Ⅳ		
【施策の大綱】	【施策】	①	②	①	②	③	①	②	①	②	③
1 子どもや若者の 未来が輝く まちづくり	①安心して子育てができる環境づくり	●									
	②生きる力を伸ばす教育環境づくり		●								
	③子どもや若者の健全育成									●	
2 健康でいきいきと 暮らせる まちづくり	④地域福祉の推進				●						
	⑤健康づくりや医療体制の充実				●						
	⑥高齢者が安心して暮らせる地域づくり				●						
	⑦障がいがある人の自立と社会参加の促進				●						
	⑧社会保障制度の安定的な運営										
3 自然と調和した 活力のある 快適なまちづくり	⑨快適で魅力ある都市空間の形成					●					
	⑩便利で快適な道路交通環境の形成					●					
	⑪水とみどり豊かなうおいのある環境づくり	●					●				
	⑫地域から始める地球にやさしい環境づくり										
	⑬産業の振興によるにぎわいの創出						●		●	●	●
4 豊かな心と文化を 育むまちづくり	⑭生涯学べる環境づくり				●						
	⑮市民文化・歴史文化の振興						●				
	⑯互いに人権を尊重する共生社会づくり										
5 安全で安心できる まちづくり	⑰防災・防犯対策の強化			●							
	⑱消防・救急体制の強化										
	⑲安心できる消費生活の支援										
6 施策の推進に 向けて	⑳市民とともに作る参画と協働のまちづくり			●							
	㉑情報共有と発信の充実							●			
	㉒持続可能な行財政運営					●					

第1章

子どもや若者の未来が
輝くまちづくり

将来あるべき姿(めざす方向性)

安心して子どもを産み育てられる環境が整った、子育てにやさしいまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

核家族化が進行する中で、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は厳しくなっており、子育てに対する不安やストレス等による児童虐待を防止するとともに、より安心して子どもを産み育てられる環境をつくるため、相談や子育て支援への施策の充実が求められています。

また、女性の社会参画の進展による共働き世帯の増加に伴い、保育ニーズが高まり、保育の提供体制を整備していく必要があります。あわせて、放課後児童会の需要も依然として高い状態にあり、受入体制の整備を進める必要があります。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期における教育・保育は、子どもの心身の健やかな成長を促す上で、大変重要な役割を担っていることから、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設がそれぞれの特色を活かしながら、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を効果的に提供する体制づくりを引き続き進める必要があります。

子ども医療やひとり親家庭医療などの子育て支援に係る福祉医療費助成制度について、引き続き、適正な運営に努める必要があります。また、ひとり親家庭が安心して生活できるよう、経済面をはじめとする自立支援も求められています。

施策連携

大綱	施策	連 携 す る 施 策
1	2	生きる力を伸ばす教育環境づくり
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進
4	16	互いに人権を尊重する共生社会づくり

分野別計画等

- 教育振興基本計画(令和2～6年度)
- 子ども・子育て支援事業計画(令和2～6年度)

行政の取組内容

(1)安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- 妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談・個別訪問など、産前・産後の切れ目のない支援を進めるとともに、妊産婦や乳幼児の健康を確保するための取組みを充実します。
- 楽しく子育てができるように、保護者同士が気軽に情報交換や交流できる場を提供するとともに、認定子育てサポーター^{*}の活用等により、地域で親子を支える仕組みづくりを進めます。



重点施策
I-①

(2)子育て支援の充実

- 子ども医療、ひとり親家庭医療など、子育て支援に係る福祉医療費助成制度の適正な運営に努めます。
- ひとり親家庭への日常生活支援・就労支援など、支援メニューの充実を図ります。
- 一時保育や延長保育、病児・病後児保育など、きめ細やかな保育サービスを提供し、子どもの健やかな育ちと、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
- 放課後児童会を安全かつ快適に利用できるよう施設を適正に維持管理するとともに、支援員の確保及び研修実施による資質向上を図りながら、安定した放課後児童会の運営に努めます。また、放課後児童会に入会する必要がある児童の受け皿拡大のため、必要経費の一部を補助するなど、民間活力のさらなる導入を推進します。
- 子育てに関する情報が容易に入手できるよう、子育て情報アプリなどを活用した情報提供の充実に努めます。



重点施策
I-①

(3)教育・保育の充実

- 幼稚園、保育所、認定こども園等における質の高い教育・保育の提供体制を計画的に整備するとともに、教育・保育環境の充実に努めます。



重点施策
I-①

市民・事業者の取組内容

市 民	●保護者同士の交流による育児ネットワークづくりや子育て講座などに参加し、子育て支援の輪を広げるとともに、さまざまな子育て支援事業や制度を活用し、子どもを育てます。 ●保護者が子育てについて、第一義的な責任を担い、安心して子どもを育てられるよう、地域ぐるみで子育て家庭を支えます。 ●子育て情報アプリなどを利用し、子育てに関する情報を入手します。
事業者	●育児休業の取得促進を図り、子育てと仕事の両立に向けた支援をします。 ●一時保育や延長保育、病後児保育など、きめ細やかな保育サービスを提供します。 ●独自性を発揮しながら、より一層の児童の放課後の居場所づくりに努めます。 ●質の高い教育・保育提供体制の充実に努め、子育てと仕事の両立を支援します。

進捗状況を見る主な指標

指 標 名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
認定子育てサポーター登録者数 ^(注)	102人	120人	125人
民設民営放課後児童会の受入児童数 ^(注)	37人	90人	100人
保育所等待機児童数 ^(注)	24人	0人	0人

(注)上記の指標の基準値(R1)は、令和2年4月1日現在です。

市民意識の主な指標

指 標 名	現状値(R1)	目標(R12)
「子育てのしやすいまち」と思う市民の割合	64.4%	⇒ UP

将来あるべき姿(めざす方向性)

子どもが夢や希望を抱き、未来に向かって挑戦できる生きる力を身につける教育を推進し、次代を担う人材が育つまちをめざします。

学校園施設の整備や児童生徒への安全で安心な学校給食の提供など、教育環境が充実したまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

これからの社会は、グローバル化や技術革新の進展により、変化の激しい、先行き不透明な時代となることが予想されています。このような社会を子どもたちが生き抜くには、社会がどのように変化しようとも自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力が必要です。また、教育課題は複雑化・困難化してきており、教育の直接の担い手である教職員に求められる役割も多様化しています。

子どもたちが夢や希望を持って生き生きと学ぶためには、安全で安心して学習できることを前提に、一人ひとりに個別最適化された学びの実現に向けたICT^{*}教育の推進や、よりきめ細やかな質の高い教育をめざした少人数学級制の導入など、時代の変化に対応した教育環境の整備が必要です。そのためには、学校施設の安全性の確保と防災機能の強化や安全で安心な学校給食の提供、新しい時代に求められる学習に必要な教材の整備等が必要です。

さらに、地域社会のつながりや支えあいの希薄化により、社会の教育力は低下し、子育て家庭の孤立化、学校が抱える課題の困難化が進んでいます。子どもを中心に、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来の子どもたちの成長を支えるための基盤づくりがより一層必要となっています。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
1	3	子どもや若者の健全育成
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進

分野別計画等

- 教育振興基本計画(令和2～6年度)
- 子ども・子育て支援事業計画(令和2～6年度)

行政の取組内容

(1)学ぶ力・生きる力を育む教育の推進

●学習意欲に支えられた子ども主体の授業づくりや人権教育の充実を通して、自ら学び、ともに育つ教育を推進します。子どもの学力向上や現代的な課題への対応に係る教職員研修の実施を通して、教職員の資質向上を図ります。また、専門的な人材の活用を進め、子どもの成長を、組織的に支援できる体制を整えます。さらに、1人1台のタブレット端末を活用し、学校・家庭における児童生徒の主体的・対話的で深い学びを推進するとともに、不登校児童生徒の学習機会の充実を図ります。



(2)教育環境の整備・充実

●少人数学級制度の導入も踏まえた学校規模の適正化や防災面に配慮した学校園施設の計画的な整備・改修を行い、良好な教育環境の提供に努めます。また、時代の変化に対応した設備・備品などの充実を図り、快適な学習・生活空間の確保に努めます。

●発達段階に応じた食生活は、児童生徒の健全な心身の発達に寄与するため、栄養バランスの取れた学校給食の充実を図ります。また、食物アレルギー対応など、安全・安心な学校給食の提供に努めます。



(3)学校園・家庭・地域の連携の推進

●学校園・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもたちの育ちを支えるという観点から、コミュニティ・スクール^{*}制度の導入や、地域学校協働本部^{*}の体制づくりを進め、地域とともにある学校園づくりを推進します。



市民・事業者の取組内容

市民	●義務教育の第一義的責任者は保護者であるという自覚と責任を持ち、子どもを育てます。 ●PTA活動、学校行事など学校園のさまざまな活動に積極的に参加します。
事業者	●地域の一員として、良好な教育環境を支えます。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
地域学校協働活動 [*] 参加者数(学校園の授業等への外部人材参加者数)	517人	530人	540人
コミュニティ・スクール導入校数	0校	10校	10校

市民意識の主な指標

指標名	現状値(R1)	目標(R12)
「小学校や中学校での学力向上に関する施策は充実している」と思う市民の割合	34.4%	⇒ UP

将来あるべき姿(めざす方向性)

すべての子どもや若者が健やかに育ち、地域社会の一員として、自立した社会生活を営むことができるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

核家族化や情報化、雇用形態の多様化、地域のつながりの希薄化など、子どもや若者を取り巻く環境が大きく変わるとともに、青少年問題も多様化・複雑化しています。

ニート[※]やひきこもり、不登校などの青少年を取り巻く問題が深刻化し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者への支援のあり方が大きな課題となっています。経済的に困難な状況に置かれたことにより、さまざまな機会を奪われ、人生の選択肢を狭めてしまう可能性のある「子どもの貧困問題」への対応も課題となっています。

また、情報化社会の進展に伴い、スマートフォン等の情報端末を介して、子どもたちがインターネット上のいじめ・非行・犯罪被害などさまざまなトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

子どもや若者の健やかな成長と社会的自立を実現するためには、社会環境の変化を踏まえ、学校園・家庭・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に協力しながら、協働活動や体験活動等を通じて人とのかわり方を学ぶことができる、適切な環境づくり等を進めていく必要があります。

本市では、地域の団体や個人のボランティアの協力のもと、学校園・家庭・地域と連携した事業を実施していますが、地域の人材の高齢化に加え、定年退職後も働く人が増加しており、地域活動の担い手が不足しています。地域社会全体で子どもや若者の育成を支援する環境の整備を進めるためには、今まで地域活動に関わったことがない人へのきっかけづくりや、人材育成に取り組む必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	2	生きる力を伸ばす教育環境づくり
2	8	社会保障制度の安定的な運営
5	17	防災・防犯対策の強化

分野別計画等

- 教育振興基本計画(令和2～6年度)
- 子ども・子育て支援事業計画(令和2～6年度)

行政の取組内容

(1) 青少年の健全育成の推進

- 学校園・家庭・地域・各種団体など、関係機関が連携し、いじめや青少年の非行防止にかかわる事業の充実に努めます。
- 青少年の健全育成のため、市内全域、小学校区や中学校区などを単位に活動を展開している団体の支援や、地域学校協働活動[※]を推進することにより、担い手の育成に努めるとともに、世代間交流を促進します。
- 各小学校での放課後の居場所づくりや、公民館、子育て支援・世代間交流センター(UPっぷ)などでの世代間交流に取り組む団体への支援を行うことにより、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに努めます。
- また、豊かな人間性や社会性を養うために、友好都市である和歌山県日高川町の「上初湯川ふれあいの家[※]」なども活用し、豊かな自然環境の中で、宿泊や自然体験活動事業を行い、青少年の健全育成に取り組みます。



(2) 若者の自立支援

- 不登校対策として、適応指導教室「フリースクールみ・ら・い」の活用や民間施設との連携により、児童生徒の居場所づくりの充実に努めます。
- また、ひきこもり、ニート等の青少年への支援については、関係する機関や民間団体、地域が連携し、発見から相談、自立にいたるまで、総合的支援体制のネットワークづくりを推進します。



市民・事業者の取組内容

市民	●親・教員とともに、地域の大人も青少年健全育成に参画し、子どもたちの成長を支援します。
市民・事業者	●学校園・家庭・地域と連携し、健全育成のための環境づくりを進めます。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
青少年野外活動広場利用者数(乳幼児及び小学生)	26,597人	27,500人	28,000人
子どもの居場所づくり推進事業費補助件数	0件	7件	10件

市民意識の主な指標

指標名	現状値(R1)	目標(R12)
「学校・家庭・地域が連携して青少年の育成を見守っている」と思う市民の割合	42.8%	⇒ UP

第2章

健康でいきいきと
暮らせるまちづくり

将来あるべき姿(めざす方向性)

市民が相互に支え合い、助け合うとともに、市民や行政、福祉サービス事業者などが連携・協働して、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

少子高齢化や都市化の進行とともに、人々の価値観や生活様式の多様化などがいまって、家庭や地域におけるつながりや支え合いの力が弱くなってきています。

また、全国的に、令和7年(2025年)には、4人に1人が75歳に到達すると見込まれ、支援が必要な人を支える担い手不足や社会保障費の財源不足等が懸念されている「2025年問題[※]」に直面するなど、福祉が抱える課題やニーズは多様化・複雑化しています。

これまでの公的な福祉サービスだけでは解決が難しい課題やニーズが増加傾向にあり、地域における課題解決への期待が高まっています。

今後、これらの課題やニーズに対応していくためには、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を担い、支え合いながら、公的な福祉サービスとも連携し、誰もが安心していきいきと暮らせる重層的な地域共生社会[※]の実現につなげていく必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
2	6	高齢者が安心して暮らせる地域づくり
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進
5	17	防災・防犯対策の強化

分野別計画等

- 地域福祉計画(令和2～6年度)

行政の取組内容

(1)地域で支えあう仕組みづくり

- 福祉の「支え手」と「受け手」が固定されず、誰もが地域で活動・活躍できる仕組み・機会づくりに取り組むとともに、多様な主体が連携・協働できる仕組みづくりを推進します。
- また、災害等の非常時においては、地域の避難行動要支援者[※]が制度の狭間に陥ることのないよう、引き続き、包括的な支援体制の構築を推進します。



重点施策
II-②

(2)地域福祉の担い手づくり

- 地域の福祉課題などを共有し、それらの解決だけでなく、理想の地域をめざす地域づくりを支援することにより、地域の活動に参加する市民を増やして、地域福祉の担い手づくりを推進します。



重点施策
II-②

(3)高齢者や障がい者などにやさしい生活環境の整備

- 高齢者や障がい者を含むすべての市民が安心して快適に生活できるよう、ハード(施設の改善など)・ソフト(人的支援など)の両面においてユニバーサルデザイン[※]による福祉のまちづくりを推進します。また、高齢者や障がい者が家庭で自立した生活ができるよう、住宅改修等の助成を行います。



重点施策
II-②

市民・事業者の取組内容

市民	●地区福祉委員会 [※] やボランティア活動に参加し、地域での支えあい・助けあい活動に取り組みます。
事業者	●地域の一員として、福祉分野における社会貢献・地域貢献活動に取り組みます。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
小地域ネットワーク活動のサロン活動 ^(注) 延べ参加者数	16,733人	17,500人	18,000人
大阪狭山市社会福祉協議会でのボランティア登録者数	574人	680人	800人

(注)「小地域ネットワーク活動のサロン活動」とは、地域の一人暮らしの高齢者や障がい者、子育て中の親などの支援を必要とする人が安全・安心に生活できるよう、各地区福祉委員が中心となって、市民が主体的に実践する支えあい・助けあい活動の推進を図るものであり、見守り訪問活動や食事サービス、高齢者や子育て中の親を対象としたサロン活動を示します。

市民意識の主な指標

指標名	現状値(R1)	目標(R12)
「地域のみんなで支えあう地域福祉の充実に満足している」と思う市民の割合	15.2%	⇒ UP

将来あるべき姿(めざす方向性)

市民が主体となって、いきいきと楽しみながら、健康に暮らせるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

本市での死亡原因をみると、悪性新生物(がん)が死亡数の全体の3割以上を占め、これに心疾患、肺炎、脳血管疾患が続いています。

各種がん検診の受診率向上に向け、さまざまな取り組みを行っていますが、受診率については、現在はほぼ横ばいの状態です。特にがん対策については、早期発見・早期治療が最も重要なことから、がん検診の受診率の向上に向けた取組みと喫煙防止対策が重要となります。また、心疾患、脳血管疾患の予防のためにも、高血圧、糖尿病等の重症化予防対策が必要となっています。

平成28年(2016年)9月末のデータ(大阪府から提供)によると、自立した生活ができる期間を示す健康寿命^{*}は、男性79.98歳、女性83.49歳と年々延伸していますが、不健康な期間が男性1.76年、女性4.28年あり、今後も市民自らが主体となった健康づくりを、より一層支援していく必要があります。そのため、広報・啓発活動の充実をはじめ、生活習慣病やがんの対策、たばこ対策、運動の推進、食育の推進等を学校園、家庭、地域、行政が連携して推進していく必要があります。

また、令和2年(2020年)に新型コロナウイルス感染症^{*}が世界的に拡大し、国内においても、緊急事態宣言が発令され、外出を自粛するなど、人々の生活が一変しました。今後も、新型コロナウイルスや新型インフルエンザなどの感染症の予防や感染拡大防止に向けて、市民、事業者、行政が一体となり取り組むとともに、迅速に対応する体制づくりが求められています。

さらに、令和6年(2024年)に近畿大学病院等の移転が予定されていますが、地域の医療機関や大阪府、近隣市町村との連携により、将来にわたって安心な医療体制を確保する必要があります。また、引き続き、初期救急医療^{*}をはじめとする医療体制の充実を図る必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
5	18	消防・救急体制の強化

分野別計画等

- 健康大阪さやま21(平成27～令和6年度)
- 食育推進計画(令和2～6年度)
- 自殺対策計画(令和元～5年度)

行政の取組内容

(1)健康づくりの推進

- 市民の主体性を重視した健康づくりを推進するため、市民意識の啓発や健康情報の提供を実施するとともに、食生活の改善や運動、禁煙など、生活習慣病の発症や重症化の予防に取り組みます。
- 疾病の予防や早期発見が大切であることの啓発や受診勧奨などにより、各種健診やがん検診の受診率、予防接種の接種率の向上を図ります。
- こころの健康づくりを推進し、関係機関との連携、情報共有を図りながら、自殺予防対策を進めます。
- 新型コロナウイルスや新型インフルエンザなどの感染症の予防と感染拡大防止のための取組みを進めるとともに、迅速に対応するための体制の充実を図ります。



重点施策
II-②

(2)医療体制の充実

- 近畿大学病院等の移転後も、地域の医療機関や大阪府、近隣市町村と連携し、将来にわたって安心な医療体制が確保できるよう努めます。また、初期救急医療体制の円滑な運営に努め、誰もが安心して診療を受けることができる医療体制を構築します。



重点施策
II-②

市民・事業者の取組内容

市民	●健診(検診)を定期的に受け、生きがいのある生活や正しい食生活などの健康づくりに主体的に取り組み、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図ります。また、感染症予防についての正しい知識を身につけ、主体的に取り組みます。
事業者	●特定健診やがん検診の受診を勧めるとともに、受動喫煙防止のため、敷地内禁煙や屋内禁煙など必要な対策に取り組みます。また、感染症予防や感染拡大を防止するための取組みを市民とともに進めます。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
がん検診の受診率(大腸がん)(40～69歳)	15.9%	40%	50%
国民健康保険特定保健指導終了率	33.4%	60%	60%
ゲートキーパー [*] 養成研修延べ受講者数	97人	350人	500人

市民意識の主な指標

指標名	現状値(R1)	目標(R12)
「いつまでも元気で暮らせる健康づくりの推進に満足している」と思う市民の割合	25.2%	⇒ UP

将来あるべき姿(めざす方向性)

いくつになっても住み慣れた地域で生きがいを持って、安心して暮らし続けられるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年(2025年)には、これまで国を支えてきた団塊の世代が給付を受ける側にまわることから、保健、医療、福祉、介護サービスへのニーズが高まり、社会保障費のさらなる増大が懸念されています。

このような背景の中、社会保障制度改革が進められており、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した生活を営むことができるよう、令和7年(2025年)までに医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム[※]の構築が求められています。

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けられるよう、柔軟かつ迅速なサービス提供体制の構築と、質の高い介護保険サービスを提供できるよう支援する必要があります。

施策連携

大綱	施策	連 携 す る 施 策
2	4	地域福祉の推進
2	5	健康づくりと医療体制の充実
4	14	生涯学べる環境づくり

分野別計画等

- 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和3～5年度)



行政の取組内容

(1)地域での包括的な支援体制の充実

- 医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各サービスが必要な人に行き届く地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センター[※]を中心に、さまざまな関係機関が連携・協力しながら進めていきます。
- 市民が安心して質の高い介護保険や保健福祉サービスを選択できるよう、地域密着型サービスをはじめとした介護保険サービスの充実に加え、医療と介護が連携したサービス提供体制の整備に引き続き取り組みます。



重点施策
II-②

(2)高齢者自立支援などの推進

- 市民一人ひとりが生涯健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、いきいき百歳体操[※]をはじめ、市民の主体的な健康づくりを支援することで、フレイル(加齢とともに心身の活力が低下した状態)の進行を予防するとともに、ボランティア活動など、社会参加の機会の充実を図ることにより、活躍の場を提供します。
- 認知症への正しい理解や早期からの適切な診断・対応を進めるとともに、認知症高齢者の家族に対する支援体制の充実など、本人や家族が安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 成年後見人制度をはじめ、高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取組みを推進します。



重点施策
II-②

市民・事業者の取組内容

市 民	●地域ぐるみで高齢者を支えるまちづくりをめざして、できる限り健康で自立した生活を送ることができるよう、地域住民による見守り活動等、支えあい機能の強化と介護予防への取組みを進めます。
事業者	●高齢者の居場所づくりや、高齢者徘徊ネットワークなどに積極的に取り組み、高齢者が地域で安心して暮らせるよう支援します。

進捗状況を見る主な指標

指 標 名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
いきいき百歳体操事業の実施箇所数	27箇所	41箇所	50箇所
認知症サポーター [※] 養成者数	8,728人	15,200人	20,200人

市民意識の主な指標

指 標 名	現状値(R1)		目標(R12)
「高齢者に安心な福祉サービスづくりに満足している」と思う市民の割合	17.9%	⇒	UP

将来あるべき姿(めざす方向性)

障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

平成23年(2011年)に「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義が見直されて以降、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改正され、難病患者を障がい福祉サービスの対象に含めるなどの制度改正が行われました。

また、平成25年(2013年)6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立するなど一連の法整備により、障がい者を取り巻く環境は大きく変化することとなりました。

さらに、近年、少子高齢化や核家族化とともに、障がい者数の増加と高齢化、障がいの重度化・重複化もみられ、障がい福祉のニーズは、より多様化する傾向にあることから、障がい者が自らの意思により地域で安心した生活を送ることができるとともに、障がい者を総合的に支援する体制の構築や障がい福祉サービス、障がい児通所支援などの量的・質的な充実が重要となっています。

重度障がい者の健康の保持及び生活の安定に寄与するため、重度障がい者医療費助成制度について、引き続き適正な運営に努める必要があります。

施策連携

大綱	施策	連 携 す る 施 策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
1	2	生きる力を伸ばす教育環境づくり
2	4	地域福祉の推進
3	10	便利で快適な道路交通環境の形成
3	13	産業の振興によるにぎわいの創出
4	14	生涯学べる環境づくり

分野別計画等

- 障がい者計画(平成30～令和8年度)
- 障がい福祉計画(令和3～5年度)
- 障がい児福祉計画(令和3～5年度)

行政の取組内容

(1)障がい者の社会参加の促進

- 障がい者が地域で活動できるよう、引き続き地域活動支援センター[※]での活動やスポーツ・レクリエーション活動、当事者団体の活動を支援するとともに、基幹相談支援センター[※]等の相談支援事業による支援及び移動支援や手話通訳者の派遣などにより障がい者の社会参加を促進します。
- 障がいがあっても働くことにより社会参加ができるよう、関係機関との連携を図りながら、就労支援と障がい者雇用促進に向けた体制の整備や啓発活動を推進します。



(2)障がい者福祉サービスの充実

- 住み慣れた地域や家庭で安心して自立した日常生活を送れるよう、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援サービス等の提供体制の充実を図るとともに、相談支援体制の強化に努め、障がいの状況に応じたきめ細かな情報提供を行います。また、介護に係る家族の負担軽減のため、ショートステイ[※]の充実等に努めます。
- 引き続き、重度障がい者医療費助成制度の適正な運営に努めます。



(3)障がい者理解の促進

- 障がい者に対する偏見や差別をなくし、障がいのある人もない人もともに暮らすことができるよう、障がいや障がい者への理解を促進します。また、障害者差別解消法の施行に伴う市職員対応要領に基づき、相談体制の整備や研修・啓発に努めます。



市民・事業者の取組内容

- | | |
|-----|---|
| 市 民 | <ul style="list-style-type: none">●障がい者が地域の中で、安心していきいきと暮らせるよう、地域での支えあいに取り組みます。●障がい者が利用しやすい環境整備に努めます。 |
|-----|---|

進捗状況を見る主な指標

指 標 名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
基幹相談支援センター等の相談支援事業の延べ利用人数	11,180人	11,750人	12,500人
障がい者自立支援給付・障がい児通所給付延べ利用人数	11,960人	15,000人	19,000人

市民意識の主な指標

指 標 名	現状値(R1)	目標(R12)
「障がい者の自立や社会参加を支える福祉サービスづくりに満足している」と思う市民の割合	12.9%	⇒ UP

将来あるべき姿(めざす方向性)

すべての人の安定した生活と自立を支援するまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

国民健康保険は、少子高齢化が進む中、被保険者が後期高齢者医療制度へ移行していくため減少しており、安定的な制度運営のため、さらなる医療費の適正化や収納率向上への取組みが求められています。

平成30年(2018年)4月1日に国民健康保険制度は、事業の安定化のため都道府県単位に広域化され、本市も大阪府と共同保険者となり、大阪府が策定した国民健康保険運営方針に基づき運営することとなりました。今後、運営していく中で生じる課題等を大阪府や各市町村とともに、整理・改善していく必要があります。

国民年金については、年金制度を適正に運用するため、普及啓発による加入の促進や相談業務の充実に取り組む必要があります。

本市における生活保護世帯数は、近年、概ね横ばいで推移していますが、高齢者世帯が増加傾向にあり、医療扶助費、介護扶助費の上昇が見込まれます。就労可能な稼働年齢層がいる世帯に対しては、ハローワーク[※]などと連携して自立に向けた就労支援を進める必要があります。生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯に対しては、自立相談支援を実施し、自立した生活を支援・援助しています。また、ひきこもりの期間が長期化することにより、親子とも高齢化し困窮に陥る、いわゆる「8050問題[※]」など、地域に潜在する生活困窮者の実態を把握し、関係機関と連携を図りつつ、支援していく必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	3	子どもや若者の健全育成
3	13	産業の振興によるにぎわいの創出

分野別計画等

- 国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(平成30～令和5年度)
- 国民健康保険特定健康診査等実施計画(平成30～令和5年度)

行政の取組内容

(1)国民健康保険制度の充実

- 国民健康保険制度の安定的な運営のため、医療費の適正化と財源確保に努め、セーフティネットとして市民の生活を支えます。



(2)国民年金制度の促進

- 年金制度への理解を深めるため、広報活動や年金相談の充実を図ります。未加入者への加入勧奨を行い、保険料未納による無年金者の防止に努めます。



(3)生活保護受給者、生活困窮者の支援

- 生活保護受給者に対し、その困窮の程度に応じた保護を受けることができるよう、生活保護制度を適正に運用するとともに、自立した生活が営めるようさまざまな阻害要因を個別に調査・分析し、解消するよう適切な支援を行います。
- 生活困窮者に対し、日常生活や社会生活における自立を支援するために、自立相談支援事業と家計改善支援事業、就労準備支援事業や一時生活支援事業を行うとともに、生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対しては、貧困の連鎖を断ち切るために、学習支援事業など、きめ細やかな支援を行います。



市民・事業者の取組内容

市民	●国民健康保険制度について理解を深め、保険料を納め、必要な保険給付を適切に受けます。
事業者	●行政と連携し、質の高い社会保障サービスの提供に努めます。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
国民健康保険料収納率	93.64%	94.32%	94.57%

市民意識の主な指標

指標名	現状値(R1)	目標(R12)
「セーフティネットとしての社会保障の充実に満足している」と思う市民の割合	13.1%	⇒ UP

第3章

自然と調和した活力のある
快適なまちづくり

将来あるべき姿(めざす方向性)

誰もが安全・安心で快適に住み続けられる魅力あるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

これまで、計画的な市街地整備等により良好な住環境が形成されてきましたが、少子高齢化や人口減少、生活の多様化など、都市を取り巻く環境が大きく変化しています。今後のまちづくりにおいては、変化する社会情勢を見据え、市民ニーズ、地域の特性に応じたコンパクトで持続可能な都市づくりが必要です。

道路、公園、上下水道施設など、公共施設の維持管理、更新、長寿命化を引き続き計画的に進めるとともに、近年多発している地震、台風、豪雨などの自然災害が甚大化している中、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

無秩序な市街化を抑制するとともに、土地利用、区域区分のあり方や都市空間の形成・手法について検討し、「都市計画に関する基本的な方針」(都市計画マスタープラン)の策定、また、それに基づいたまちづくりに取り組む必要があります。

既存民間建築物の耐震化、空き家の適切な管理や利活用の推進、農地等みどりのあり方等について検討を進めるとともに、狭山ニュータウン地区をはじめ、地域ごとの特性を活かした取組みを検討する必要があります。

安全・安心・快適な魅力あるまちづくりを進めるために、公民連携による民間活力の導入、AI[※]やIoT[※]、ビッグデータ[※]の活用など、最新技術の導入も踏まえた取組みを進める必要があります。

水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化の進行による人口構成の変動、節水機器の普及や節水意識の定着など、循環型節水社会[※]への移行などにより、水需要が落ち込み、有収水量が減少し、給水収益も年々減少しています。一方で、昭和40年代に布設した送配水管などの老朽化に伴い、管路の更新と耐震化について、引き続き取り組む必要があることから、財政的な負担は次第に大きくなってきています。こうした状況を踏まえ、令和3年度(2021年度)から大阪広域水道企業団[※]との水道事業の統合により、広域連携を推進するとともに、運営基盤強化に向けた取組みを進める必要があります。

施策連携

大綱	施策	連 携 す る 施 策
3	10	便利で快適な道路交通環境の形成
3	11	水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり
5	17	防災・防犯対策の強化

分野別計画等

- 都市計画マスタープラン(平成23～令和3年度)
- 空家等対策計画(令和元～10年度)
- 建築物耐震改修促進計画(平成30～令和9年度)
- みどりの基本計画(平成30～令和9年度)
- 狭山ニュータウン地区活性化指針(令和元～10年度)
- 水道ビジョン(平成27～令和6年度)

行政の取組内容

(1) 魅力あるまちづくりの推進

- 社会経済情勢の変化を見据え、「都市計画に関する基本的な方針」(都市計画マスタープラン)を策定し、それに基づいたまちづくりを進めます。
- また、市民ニーズや地域の特性に応じ、近隣市町村との連携や、公民連携による民間活力の導入、AIやIoTなどの最新技術の導入も踏まえた、魅力的で持続可能なまちづくりを進めます。



重点施策
II-③

(2) 地域の特性に応じたまちづくりの推進

- 市街化区域[※]においては、計画的な整備により、良好な住環境の維持・保全に取り組みます。また、農地やみどりが残る市街化調整区域[※]においては、市街化を抑制するという基本理念を堅持しつつ、市民ニーズや地域の特性に応じた柔軟なまちづくりを進めます。



重点施策
II-③

(3) 安全・安心な住環境の維持・保全

- 安全・安心な住環境を維持・保全するため、既存民間建築物の耐震化の促進に取り組みます。また、地域の住環境に影響を及ぼす管理不全な空き家の発生抑制、適正な管理や利活用の促進など、空き家対策に取り組みます。



重点施策
II-③

(4) 安全で安定した水の供給

- 大阪広域水道企業団との水道事業の統合により、アセットマネジメント[※]手法を活用した中長期的財政収支の見通しに基づく水道施設の更新、災害リスクに備えた耐震化を計画的かつ効率的に実行し、持続可能な水道事業の実現をめざします。また、事業コストや経営効率化の取組み、料金の仕組みなどについて広報誌やホームページにて情報提供することで、事業の透明性を確保します。



市民・事業者の取組内容

市 民	●農地等みどりの維持・保全のため、適切な管理に努めます。 ●良好な住環境の維持・保全に努めます。 ●調和を図り、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。 ●所有している建築物の耐震性を把握し、耐震改修などの「備え」を行うことで地震に強いまちづくりに取り組みます。 ●管理不全な空き家の発生抑制、適切な管理や空き家の利活用に取り組みます。 ●水道の節水に努めます。
事業者	●調和を図り、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。 ●水道施設工事に際して、環境への配慮、地域住民に対する理解と協力を得ながら工事を実施します。 ●事業所内における貯水槽及び水道設備の適切な管理を行います。

進捗状況を見る主な指標

指 標 名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
不良度Dランクの空き家数 ^(注)	10戸	5戸	0戸
民間建築物(住宅)耐震化率	80%	90%	95%
上水道耐震管布設率	30.1%	37.7%	43.3%

(注)「不良度Dランクの空き家数」とは、倒壊の可能性がある等、現況での利用は困難である空き家を示します(空家等対策計画を参照)。

市民意識の主な指標

指 標 名	現状値(R1)	目標(R12)
「魅力ある住環境と良好な景観の保全と形成に満足している」と思う市民の割合	22.2%	⇒ UP

将来あるべき姿(めざす方向性)

安全で快適な道路環境と利便性の高い交通環境が整ったまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

高度経済成長期に建設された道路、橋梁等のインフラ施設は経年劣化が進んでおり、計画的な維持修繕や点検が必要となっています。

交通事故の件数は年々減少傾向にあるものの、高齢ドライバーによる重大な事故が多数発生していることから、道路交通法の改正により、免許制度も大きく変わろうとしています。高齢ドライバーの免許返納を促す一方、車を所有していなくても快適に生活できる公共交通網の再整備や、AI[※]などの技術革新による新たな交通モビリティ[※]を見据えた道路環境を整備していく必要があります。

施策連携

大綱	施策	連 携 す る 施 策
3	9	快適で魅力ある都市空間の形成
3	11	水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり
5	17	防災・防犯対策の強化

分野別計画等

- 都市計画マスタープラン(平成23～令和3年度)
- みどりの基本計画(平成30～令和9年度)
- 水とみどりのネットワーク構想(令和2～11年度)



行政の取組内容

(1)安全で快適な道づくりの推進

- 市民が安全で安心して暮らすことができるよう、良好な道路環境や駅周辺の再整備を含めた都市景観の形成に努めるとともに、計画的な舗装補修や道路構造物の定期点検及び長寿命化対策を推進し、安全性と利便性、快適性の向上を図ります。



重点施策
II-③

(2)人にやさしい交通環境の実現

- すべての市民が安全で安心して通行することができるよう、歩行者空間の整備や狭隘道路の拡幅を行います。



重点施策
II-③

(3)暮らしを支える公共交通の整備

- 鉄道、バス、タクシーなどの事業者との公民連携や近隣市との広域連携を推進し、広域的な公共交通網の充実に努めるとともに、駅の安全性やバリアフリー化の推進について、事業者へ働きかけます。また、自転車の利用を促進するなど、環境に配慮した交通環境の形成を図ります。
- 循環バスについては、公共施設に限らず、市民ニーズの高い生活拠点を結ぶルートを検討し、利便性の向上に努めます。また、今後、AIなどによる技術革新による新たな交通モビリティについても検討します。



重点施策
II-③

(4)交通安全対策の推進

- 登下校時の園児・児童の交通安全を確保するため、「大阪狭山市通学路交通安全プログラム」による交通安全対策を推進します。また、高齢者をはじめ、交通安全教育・啓発・講習会などを実施し、交通安全意識の高揚と交通マナーの遵守を促します。



重点施策
II-③

市民・事業者の取組内容

市 民	●超高齢化社会を見据え、暮らしを支える移動手段を維持するため、バス、鉄道などの公共交通機関を積極的に利用します。 ●交通安全に対する高い意識を持ち、正しいマナーを身につけて交通ルールを守ります。
事業者	●バス、鉄道など公共交通機関のサービスの向上や利用促進を進めるために協力し、従業員の交通安全意識の高揚を図ります。

進捗状況を見る主な指標

指 標 名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
橋梁点検率	100%	100%	100%
要舗装補修延長(大阪狭山市舗装修繕計画 ^(注) (令和元年7月改定))	1,140m	520m	0m

(注)大阪狭山市舗装修繕計画とは、市民の安全・安心を確保するため、市が管理する認定路線について、効率的かつ適切な舗装の維持管理を行うことを目的に5年に一度実施予定の路面性状調査に基づき、策定するもの。

市民意識の主な指標

指 標 名	現状値(R1)	目標(R12)
「安全な歩行者空間が確保できている」と思う市民の割合	28.8%	⇒ UP

将来あるべき姿(めざす方向性)

狭山池をはじめとする個性豊かな水とみどりの景観と人々の生活や都市活動との調和を図りながら、うるおいのある快適なまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

今後、少子高齢化の進行や厳しい財政状況が続くとみられる中、みどりのまちづくりにおいては、これまでの「量の拡大」から今あるみどりの「質の向上」を図りつつ、いかに活用していくかが重要な課題になりつつあります。市民の環境やみどりに対する意識の向上、価値観、ライフスタイルの多様化等とあいまって、公園や緑地をレクリエーションやスポーツ等の場として利用するだけでなく、地域交流や子育て、福祉の場の提供、さらにはにぎわいづくりなど、みどりが持つ多様な機能を引き出しながら積極的に活用していく必要があります。

また、開設から数十年が経過した公園は、施設等の老朽化が進んでいるため、安心・安全に利用できるよう計画的な整備を進めることが必要です。

今後は、市民や民間の活力を最大限に活かすため、都市公園法等の改正を踏まえながら、みどりの整備・保全・活用を図る必要もあります。

これらを踏まえ、本市が持つみどりの特性を活かしつつ、市民、事業者、行政との協働により、市の魅力や価値が向上していく取組みが重要となっています。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
3	9	快適で魅力ある都市空間の形成
3	10	便利で快適な道路交通環境の形成

分野別計画等

- 都市計画マスタープラン(平成23～令和3年度)
- みどりの基本計画(平成30～令和9年度)
- 水とみどりのネットワーク構想(令和2～11年度)

行政の取組内容

(1)憩える公園、遊べる公園の整備 ●環境や時代の変化を踏まえ、誰もが利用しやすく、安心して憩える場所、遊べる場所として活用できるよう、地域の実情やニーズにあわせた整備、管理・運営を進めます。		重点施策 I-①
(2)みどりの景観整備 ●みどりを身近に感じられるよう、市民、事業者と協働してみどりのまちづくりを推進します。また、狭山池をはじめ、市内に植樹している「市の木」桜の保全に努めるとともに、「市の花」つつじなどの花を活用したまちづくりを推進します。		
(3)水とみどりのネットワークの形成 ●狭山池を中心に、河川や公園、あまの街道等を、水とみどりの連続する空間として結び、狭山池を中心核とした水とみどりのネットワークを形成し、周辺地域と一体となった環境整備と自然環境の保全に努めます。 ●また、水とみどりのネットワーク構想を踏まえ、事業者や団体が参画するパークマネジメント [※] により、狭山池周辺のにぎわいを創出し、市全域の魅力や価値が向上する取組みを推進します。	 	重点施策 III-①
(4)生物多様性の保全 ●あまの街道沿いや副池周辺の自然環境の保全をはじめ、西除川のヒメボタルの保全活動など、市民との協働による生物多様性の保全に努めるとともに、環境教育 [※] などを通じて、自然と触れ合う機会を提供することにより、市民の環境に対する関心を高める取組みを進めます。	 	

市民・事業者の取組内容

市民	●みどりのまちづくりの主体として、自らの生活の中でみどりの活用を図るとともに、みどりのまちづくりに積極的に参画します。 ●みどりに関するセミナーやワークショップ等へ積極的に参加します。
事業者	●地域社会を構成する一員としてみどりのまちづくりに対する理解を深め、緑化活動等に協力します。 ●開発等を行う場合は、市がめざすまちづくりの方向性を理解し、周辺環境や景観等に配慮します。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
市民のみどりに対する満足度 ^(注1)	46.2%	55.0%	60.0%
イベントや事業の開催数(市民のみもりとの関わり) ^(注2)	45回	48回	50回

(注1)「市民のみどりに対する満足度」は、『第五次大阪狭山市総合計画』の策定に関する市民意識調査結果報告書(令和元年10月)」に示す「水と緑を守り、親しむことができる環境づくり」の満足度。

(注2)「イベントや事業の開催数(市民のみもりとの関わり)」は、団体による自主的な公園でのイベント等の開催数。

市民意識の主な指標

指標名	現状値(R1)		目標(R12)
「水辺や緑のそれぞれの特性を生かした魅力ある空間が確保できている」と思う市民の割合	69.5%	⇒	UP 

将来あるべき姿(めざす方向性)

環境にやさしいライフスタイルを実践し、持続可能な低炭素社会や循環型社会の実現をめざします。

公共下水道(汚水・雨水)の整備により、集中豪雨などの自然災害に強く、誰もが快適な生活を送ることができるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

低炭素社会、循環型社会の実現に向けて、市民、市民団体、NPO[※]、事業者等との協働による幅広い取組みが求められています。

気候変動による大型台風等の自然災害の増加や、ヒートアイランド現象に伴う局地的豪雨等が多発していることから、さらなる地球温暖化対策が求められており、省エネルギー対策や気候変動に対する適応策の検討が必要です。

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システム構造は大気汚染や水質汚濁など、環境に大きな影響を与えることから、ごみの排出抑制を図るとともに、適正なごみ処理と再資源化の促進が求められています。また、近年では、海洋プラスチックごみによる海洋汚染が深刻となっており、地域環境から地球環境につながる身近な問題として、一層のプラスチックごみ削減に向けて、市民の環境意識の高揚を図る必要があります。

本市では、公共下水道(汚水)の人口普及率が99.9%に達していますが、適正な維持管理及び改築を計画的に進めていく必要があります。

公共下水道(雨水)については、近年、短時間による集中豪雨等も発生しており、浸水被害から市民の生命及び財産を守るために、効果的で効率的な整備が急務となっています。本市においても、近年の宅地化の進展による雨水流出量の増加に対応するため、浸水被害が懸念される地域から優先的に雨水整備を進めており、今後も計画的に取り組む必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
5	17	防災・防犯対策の強化

分野別計画等

- 地球温暖化対策実行計画(令和2～6年度)
- 一般廃棄物処理基本計画(平成26～令和10年度)
- おおさかさやまプラスチックごみゼロ宣言
- 下水道ビジョン(令和元～20年度)

行政の取組内容

(1)低炭素社会の実現

- 行政活動全般にわたり、生産性の向上を図ることで、エネルギー消費の抑制に努めるとともに、再生可能エネルギー[※]の利活用を推進するなど、温室効果ガス[※]排出のさらなる低減をめざします。
- また、市民一人ひとりの生活様式において温室効果ガスの排出削減などの取組みが一層進むよう、地球温暖化対策に関する啓発や意識の高揚を図ります。あわせて、市民団体、NPO、事業者などといった地域のさまざまな主体とも連携しながら、低炭素社会の実現をめざします。



(2)循環型社会の構築

- 環境への負荷の少ない循環型社会への転換を図るため、市民、事業者、行政が協働して、廃棄物の発生を抑制(Reduce=リデュース)し、廃棄物を再利用(Reuse=リユース)し、また再生利用(Recycle=リサイクル)する「3R」を柱に、市民一人ひとりがもっと身近に取り組むことのできる「R」、発生回避(Refuse=リフューズ)を加えた「4R」の推進を基本方針として、排出抑制・資源化を進めます。



(3)環境美化・公害対策

- うるおいのある美しいまちづくりを進めるため、市民、事業者、行政の協働で公共空間の美化に努めます。また、生活環境の保全に取り組み、公害のない快適な生活環境の確保をめざします。
- また、「おおさかさやまプラスチックごみゼロ宣言」に則り、今後もプラスチックごみ削減の取組みを進めていきます。



(4)公共下水道整備の推進

- 公共下水道(汚水)の適正な維持管理及び改築事業を計画的に進めます。また、浸水被害が懸念される地区から優先的かつ効率的に雨水整備を進めます。



市民・事業者の取組内容

市民	●地球温暖化問題に関する意識を高め、家庭でできる温室効果ガスの低減に取り組みます。 ●ごみの分別やリサイクル活動、買い物時のマイバッグ利用など、ごみを減らす生活スタイルを実践します。 ●地域の環境美化に取り組みます。(「ボイ捨て」やペットの糞尿放置はしません。)
市民・事業者	●公共下水道にごみや油を流さないよう努め、水質保全に取り組みます。
事業者	●ごみの減量化や資源化に取り組みます。 ●地域の環境美化に協力します。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
公共施設等の二酸化炭素削減割合(変動係数)	20%	30%	40%
ごみ減量化目標率	14%	33%	39%
資源リサイクル率	14%	31%	36%
雨水整備率	44.8%	47.1%	48.4%

市民意識の主な指標

指標名	現状値(R1)	目標(R12)
「ともに実践する循環型社会づくりに満足している」と思う市民の割合	29.5%	⇒ UP

将来あるべき姿(めざす方向性)

農業や商工業などの産業が活性化し、活気とにぎわいのある魅力的なまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

本市では、これまでに、新規就農につなげていくための野菜栽培講習会などの開催をはじめ、食の大切さを学び、農業に慣れ親しむことを目的とした学習田での実習活動や農地中間管理機構[※]制度を利用した遊休農地の一部解消など、農業の活性化や経営の維持安定を図ってきました。しかし、宅地開発に伴い農地面積が減少しつつあり、農業従事者の高齢化とあいまって、後継者など担い手の育成に向けた対策も必要となっています。また、本市における農地は、大都市近郊の利点を活かした新鮮な農産物の供給が可能であるほか、貴重な緑のオープンスペースとしての役割も担っているため、農地の保全や活用を図っていくことが求められています。さらに、ため池については、農業用水の確保をはじめ、降雨時における貯水機能などの役割を持っていることから、関連機関と連携し、ため池の改修など農業基盤の整備とあわせた農空間の環境整備を進める必要があります。

本市では、商工業の振興を図るため、中小企業向け融資への利子補給制度や技能検定受験料補助制度等を実施してきました。しかしながら、社会経済情勢の変化に伴い、カタログ販売やインターネットショッピングの増加はもとより、大型ショッピングモールやチェーン店の市域周辺での出店により、地域の小売商業者への影響が深刻となっています。そうしたことから、市内商工業者の経営基盤や競争力の強化とともに、事業継続のための担い手の育成や創業への支援など、さらなる取組みが求められています。

就労に関して、雇用機会の拡大を図るには、市域だけでなく、近隣市町村と連携した取組みを進めるとともに、地域就労支援センター[※]の相談機能を充実させるため、ハローワーク[※]など関係機関との連携方策を強化していく必要があります。

観光について、華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会[※]、西高野街道観光キャンペーン協議会[※]、北条五代観光推進協議会[※]、「楠公さん」大河ドラマ誘致協議会[※]の4つの観光協議会に参画し、他の自治体や観光協会などと連携してウォーキングやイベントなどを実施し、市外への大阪狭山市のアピールにつなげています。また、近隣市町村が世界遺産や日本遺産の認定を受けたことなどにより、周辺市町村を訪問する国内外の観光客の増加を見据え、近隣市町村とも連携した受入体制の充実が求められています。そのため、観光資源の発掘や情報の発信に加え、観光客の受入環境の整備を進める必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進
4	15	市民文化・歴史文化の振興

分野別計画等

- 特定創業等支援計画

行政の取組内容

(1)農業の振興

- 農業のさらなる振興を図るため、新規就農につながる各種講習会の開催や、農福連携事業の検討のほか、農業基盤でもあるため池や水路などの整備改修を進めるとともに、防災対策の一環としてため池ハザードマップを作成します。また、エコ農産物^{※※}の普及拡大や産業まつりにおける農産物の販売、市民農園の整備促進、学習田での実習活動などの機会を通して、市民が農業に親しみ、関心を高める機会を提供します。
- さらに、農地パトロール調査により、農地の利用状況及び農地所有者の意向把握に努め、遊休農地所有者に対しては、農地の適正利用のための指導を行います。



8 農業がいの
経済成長も



11 都市域中らるる
まちづくりも



12 つくる責任
つかう責任



15 国の豊かさも
守ろう

重点施策
Ⅳ－①

重点施策
Ⅳ－③

(2)商工業の振興

- 地域を活性化し、にぎわいのあるまちづくりを進めるため、大阪府や商工会との連携を強化し、経営相談や金融セーフティネットへの誘導を図ります。
- また、市内事業者に対する経営安定支援や販路の拡大支援、新規創業者への支援を通じて、商工業の振興を図るとともに、新規事業所の立地を促進します。
- さらに、本市マスコットキャラクターや特産品を使用した大阪狭山ブランド[※]の開発や、産業まつりなどを通じた農業及び商工業の各業種間の交流促進など、地域活性化の取組みを進めるとともに、地域における消費を喚起する仕組みづくりを検討します。



8 農業がいの
経済成長も



9 産業と地域産業の
連携をつくらう



12 つくる責任
つかう責任

重点施策
Ⅲ－①

重点施策
Ⅳ－①

重点施策
Ⅳ－③

(3)雇用の創出・就労支援

- 求職者に対して、就労機会の拡大を図るため、市域だけでなく、近隣市町村などとも連携しながら、求人情報や求人ニーズが高い資格情報を提供するとともに、就職困難者を対象に就職相談会や求人求職フェアなどを通じて雇用機会の拡大を図ります。
- さらに、ハローワークなど関係機関と連携して、就労支援体制の充実に努めます。
- また、専門的な知識を有する者による労働相談の実施や、関係機関との連携により、事業所における研修を促進するなど、すべての労働者が、安心・安全に働けるよう労働環境の整備充実に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症[※]の感染拡大を契機に、テレワーク[※](在宅勤務やサテライトオフィス勤務等)などの柔軟な働き方が普及しつつあることを踏まえ、新たな働き方に対応した施策を検討します。



1 雇用を
なくそう



8 働きがいの
経済成長も

重点施策
Ⅳ－②

(4)観光の振興

- 狭山池、西高野街道、あまの街道などの既存の観光資源と新たに発掘した魅力の情報を、イベントなどを通じて発信するとともに、狭山池博物館や北条五代に関する事業との連携により、本市のPRに努めます。
- また、観光マップやさやまのええもんパンフレット、イベントのチラシなどを配布するなど、観光客への情報提供を充実します。
- さらに、近隣市町村が世界遺産や日本遺産の認定を受けたことを踏まえ、さまざまな国や地域から来訪する観光客にも、安心して快適に観光を楽しんでもらえるよう、通信環境の改善や多言語案内標識の導入など、観光客の受入環境の整備に努めます。



8 働きがいの
経済成長も

重点施策
Ⅲ－①

市民・事業者の取組内容

市民	●地域の商店や商店会などで積極的に購買します。 ●まつりやイベントの企画から開催まで積極的に参画します。
事業者	●農業生産者は、農業の生産性の向上をめざし、農業に対する親しみや関心を高め、地域で採れた農産物を提供します。また、農業生産者は、意欲ある農業者に対し、農地の提供を行います。 ●イベントの共催など観光振興に積極的に参画します。 ●安定的な雇用機会の提供に努めます。

進捗状況を見る主な指標

指 標 名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
就労及び労働支援のイベントの開催数	3回	4回	5回
大阪狭山ブランド [※] の登録数	1件	2件	3件
産業まつり参加者数	10,000人	10,100人	10,200人
観光誘客イベントの実施回数	4回	5回	6回

市民意識の主な指標

指 標 名	現状値(R1)	目標(R12)
「活気あふれる商工業と雇用機会の拡大に満足している」と思う市民の割合	7.8% ⇨	UP ↗



第 4 章

豊かな心と文化を
育むまちづくり

将来あるべき姿(めざす方向性)

誰もが生涯学習活動に積極的に参加し、学習の成果が地域社会で活かされるまちをめざします。

体育協会やスポーツ推進委員など地域団体と連携し、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを行えるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

平均寿命が伸びている現在、すべての人に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要です。そのためには、乳幼児期から高齢期に至るまで、生涯にわたる学習が必要です。

そこで、本市全域を「学びのキャンパス」とし、生涯いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が個々のキャリアやボランティア活動、地域社会の発展などに活かされるようなまちづくりを推進するとともに、学んだ人たちがその成果を活かし、教える側にもなることができる効果的な学習活動の場を提供する必要があります。

子どもから高齢者まで多様な世代が健康で豊かな人生を送るため、身近なところで気軽に身体を動かすスポーツへのニーズが高まっています。健康長寿社会の実現をめざす中で、生涯にわたってそれぞれのライフステージ^{*}に応じてスポーツに親しむための環境づくりが必要となっています。

施策連携

大綱	施策	連 携 す る 施 策
2	6	高齢者が安心して暮らせる地域づくり
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進
4	15	市民文化・歴史文化の振興

分野別計画等

- 教育振興基本計画(令和2～6年度)

行政の取組内容

(1)生涯学習の推進

4

質の高い教育を
みんなに

11

学び続けられる
まちづくりを

- 教員や専門性のある地域人材と連携・協力しながら、市民の誰もが参加できる学びの場を提供するとともに、大学と連携した官学協働による事業の展開や、民間事業者が展開する生涯学習の取組みとも連携し、学習の機会を拡充します。また、熟年大学を支援し、高齢者がそこで生きがいを感じ、仲間づくりなどにつながる多様な学習機会を協働して提供します。
- 自主的な市民活動を支援する市民活動支援センター[※]において、まちづくり大学をはじめとする各種講座などの学習の場を提供するとともに、その成果を地域活動やボランティア活動で活かせる機会を提供します。
- 生涯教育の拠点である公民館や図書館を中心に、市民のさまざまな学習ニーズに対応できるように、事業内容の充実を図ります。また、さまざまな社会教育事業を通じて、市民の学びを支援するとともに、地域社会を支える人材の育成に努めます。
- 「大阪狭山市生涯学習推進計画」を策定し、市民が生涯にわたって楽しみながら学び続けることができる環境を整え、学んだ成果を活かすことができる地域社会の実現に向け、取り組みます。

(2)スポーツの普及・振興

3

すべての人に
健康と福祉を

重点施策

II-②

- 誰もが生涯スポーツに親しみ、健康で生きがいのある生活を送れるよう、各施設の利用率の向上に努めるとともに、学校体育施設開放などによる利用者の拡大を図るほか、各種スポーツ教室の開催や、イベントやスポーツ活動団体の情報提供を行います。

市民・事業者の取組内容

市 民	●生涯学習活動に積極的に参加するとともに、活動を支える担い手同士の輪を広げます。 ●スポーツを通して、健康増進や体力向上などを意識します。
事業者	●地域ぐるみの生涯学習活動を支援します。 ●市民の学習活動を支援します。 ●気軽にスポーツができる機会を提供します。

進捗状況を見る主な指標

指 標 名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
公民館利用者数	66,248人	78,500人	79,000人
スポーツ施設利用者数	268,766人	300,000人	320,000人

市民意識の主な指標

指 標 名	現状値(R1)	目標(R12)
「図書館や公民館などにおいて生涯学習のための機会が整っている」と思う市民の割合	48.6%	⇒ UP 

将来あるべき姿(めざす方向性)

誰もが文化・芸術活動に積極的に参加し、その成果が地域社会で活かされるまちをめざします。
郷土への誇りと愛着を持ち、歴史文化遺産を未来へ継承するまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

個性豊かで心を大切にする文化芸術の創造をめざし、「大阪狭山の豊かな文化芸術を育むビジョン」に基づき、今後も文化芸術活動の支援に取り組む必要があります。
狭山池や、狭山藩北条氏関連文化財、高野街道をはじめとする歴史街道などの数多くの歴史文化遺産の適切な保存・活用を進めるとともに、歴史文化遺産継承の担い手を確保し、地域においても取り組める体制づくりを整備する必要があります。

施策連携

大綱	施策	連 携 す る 施 策
3	13	産業の振興によるにぎわいの創出
4	14	生涯学べる環境づくり

分野別計画等

- 大阪狭山の豊かな文化芸術を育むビジョン
- 歴史文化基本構想
- 史跡狭山池保存活用計画



行政の取組内容

(1)文化・芸術の振興

- 個性豊かな市民文化を創造するため、文化会館を拠点に、優れた文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、市民の自主的な文化・芸術活動を支援し、文化団体やグループの育成を図ります。



(2)歴史文化遺産の保存・活用

- 本市のシンボルである史跡狭山池等、指定・未指定の歴史文化遺産に関する普及や調査を継続するとともに、歴史文化遺産の魅力発信と保存・活用を進め、本市に愛着を持つことのできる学校教育などへの学習の支援、市民などとの協働の強化を図ります。



重点施策
Ⅲ－①

市民・事業者の取組内容

市 民	●文化・芸術に触れるとともに、自らも活動の担い手として、積極的に活動に参加します。 ●市の歴史を学び、親しみ、活動の中心となって歴史文化遺産の保存と活用に努めます。
事業者	●市民の文化活動を支援します。

進捗状況を見る主な指標

指 標 名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
文化会館施設利用率	74.6%	77.4%	77.5%
企画展開催期間中の狭山池博物館利用人数	8,916人	9,500人	10,000人

市民意識の主な指標

指 標 名	現状値(R1)		目標(R12)
「大阪狭山市内の歴史や伝統文化について興味がある」と思う市民の割合	51.5%	⇒	UP ↗

将来あるべき姿(めざす方向性)

すべての人が年齢、性別及び性自認・性的指向、障がいの有無、人種、民族、出自、宗教、経済的地位等を理由に差別、排除されることなく、かけがえのない存在として尊重される多文化共生のまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

本市では、これまで「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」、「大阪狭山市人権行政基本方針」に基づき、人権教育・啓発、人権擁護の各施策を展開してきました。近年では、グローバル化の急速な拡大や情報技術の発展に伴い、インターネットを利用した情報発信が容易になり、年齢、性別、出自、障がいの有無などを理由に他者の尊厳を損なう行為が行われています。今後も、「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」をはじめとする人権関係法令等を踏まえながら、啓発活動や人権擁護を目的とした相談体制の充実を図る必要があります。

また、「大阪狭山市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に実施するための行動計画とDV防止基本計画、女性活躍推進計画を策定し、男女共同参画推進センター「きらっとぴあ」*を拠点として、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行っています。さらに、女性に対する暴力や、ワーク・ライフ・バランス*の推進など、現在課題となっている課題への取り組みを充実する必要があります。

世界共通の願いである核兵器廃絶に向けた取り組みとして、「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、国内外の市町村が加盟する「平和首長会議」の一員として、また、戦略兵器による唯一の被爆国として、市民の核兵器廃絶に向けた機運の醸成に努め、核兵器禁止条約について未署名国の早期批准をめざす等の取り組みが求められています。

国内では、海外から日本に来て定住する外国人が10年間で約100万人増加しています。労働力の確保に向けた入国管理法の改正等を踏まえ、本市においても、定住している、または定住しようとする外国人が言葉や文化の違いを原因とした諸課題に困窮しないよう、相談体制の充実や環境整備が求められています。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
1	3	子どもや若者の健全育成
2	4	地域福祉の推進
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進

分野別計画等

- 人権行政基本方針
- 男女共同参画推進プラン(平成26～令和5年度)
- DV防止基本計画(平成26～令和5年度)
- 女性活躍推進計画(令和元～5年度)
- 核兵器廃絶・平和都市宣言

行政の取組内容

(1)人権尊重社会の確立

- 「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」、「大阪狭山市人権行政基本方針」に基づき、すべての人が年齢、性別及び性自認・性的指向、障がいの有無、人種、民族、出自、宗教、経済的地位等を理由に差別、排除されることのない社会の確立をめざし、人権啓発活動や人権擁護を目的とした情報提供・相談体制の整備に取り組みます。



(2)男女共同参画社会の確立

- 「大阪狭山市男女共同参画推進条例」、「大阪狭山市男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画社会実現のための意識啓発や、あらゆる暴力防止のための相談体制の充実に取り組みます。
- ジェンダー平等の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備、多様な働き方への支援に取り組みます。



(3)恒久平和の希求

- 「核兵器廃絶・平和都市宣言」に基づき、恒久平和を希求するため、平和の尊さの発信や戦争体験の継続的な継承に取り組むとともに、世界の各都市と連携し、核兵器廃絶に向けた取り組みを推進します。



(4)多文化共生の推進

- 本市に定住または定住しようとする外国人あるいは、外国にルーツを持つ人に対し、言葉や文化の違いを理由とした諸課題を解消するため、市民団体と連携した居場所づくりや情報提供のあり方等の検討、「教育機会確保法」を踏まえた読み書き教室の運営に取り組みます。



市民・事業者の取組内容

市民	●すべての人がかけがえのない存在として尊重される、人権文化をはぐくむまちづくりをめざして、人権教育や啓発活動に参画します。 ●男女が互いに人権を尊重する、男女共同参画社会への実現に向けた取り組みに参画し、活動の輪を広げます。また、身近な男女共同参画社会の環境づくりとして、家庭でできることから始めます。 ●平和事業に参加することを通じて、戦争の記憶、記録を次世代に伝え、生命の大切さ、平和の尊さ、核兵器廃絶への認識を高め、恒久平和の実現を希求します。 ●人種、国籍、民族、宗教、文化の違いを理由に排斥や排除を行うことなく、地域社会における多文化共生社会の構築に参画します。
事業者	●企業内研修などにより、人権教育・啓発に取り組みます。また、企業の社会的責任(CSR)の観点からステークホルダーとともに、社会課題の解決を図ります。 ●性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる職場づくりを進めます。 ●市民団体や行政と連携して平和への貢献に取り組みます。 ●外国人人材の受け入れについて、制度で明記されている受け入れ機関としての義務履行に加え、地域における共生社会の実現に向けて最大限の取り組みを行います。

進捗状況を見る主な指標

指 標 名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
人権連続学習講座への参加者数	— ^(注1)	120人	120人
審議会などへの女性の参画率	28%	35%	35%
平和を考える市民のつどいへの参加者数	300人	400人	400人
識字・日本語教室啓発事業への参加者数	— ^(注2)	30人	50人

(注1)「人権連続学習講座への参加者数」について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止したことから基準値(R1)は「—」としています。

(注2)「識字・日本語教室啓発事業への参加者数」について、「識字・日本語教室啓発事業」は、令和2年度(2020年度)からの事業であることから、基準値(R1)は「—」としています。

市民意識の主な指標

指 標 名	現状値(R1)	目標(R12)
「男女や性別にかかわらず、共に個性や能力を発揮できる社会になっている」と思う市民の割合	40.6% ⇨	UP ↗

第 5 章

安全で安心できる
まちづくり

将来あるべき姿(めざす方向性)

市民、事業者、行政が連携し、災害に強いまち、犯罪のない安全なまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

防災については、平成23年(2011年)の東日本大震災、平成28年(2016年)の熊本地震をはじめとする地震や、台風、集中豪雨などの風水害による気象災害が近年多く発生しており、市民の防災に対する関心が高まっています。地震・風水害などの自然災害から市民の生命と財産を守り、市民が安心して生活を送れるように、ライフライン事業者などの防災関連機関と連携し、「自助」・「共助」・「公助」の体制強化を図ります。また、地域防災リーダー[※]の育成を一層進めるとともに、各種団体、自主防災組織や学校園などと連携し、地域の防災力の強化に取り組む必要があります。

防犯については、大阪府内の街頭犯罪発生件数は平成13年(2001年)を境に年々減少している一方で、女性や子どもを狙った犯罪や、高齢者が財産を騙し取られる詐欺被害は依然として多発しています。犯罪のない安全なまちづくりを推進するために、警察署や地域の自主防犯活動団体などと連携して、地域と一体となった防犯活動を促進する必要があります。

地域のつながりの希薄化、防災・防犯活動を行うボランティアの高齢化、並びに担い手不足により、地域の防災・防犯力が低下しています。より多くの市民が、地域の防災・防犯活動に参画する環境づくりに取り組む必要があります。

施策連携		
大綱	施策	連携する施策
2	4	地域福祉の推進
3	9	快適で魅力ある都市空間の形成
5	18	消防・救急体制の強化

分野別計画等

- 地域防災計画

行政の取組内容

(1)防災対策の強化

- 防災用資機材等の充実による防災力の強化に努めるとともに、市民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成など地域の自主的な防災活動を促進します。また、関係機関や地域の関係団体との連携・協力により、避難行動要支援者[※]の支援を図るとともに、防災士の資格取得支援を実施し、地域防災リーダーの育成をめざします。

11

防災用資機材等の充実による防災力の強化に努めるとともに、市民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成など地域の自主的な防災活動を促進します。また、関係機関や地域の関係団体との連携・協力により、避難行動要支援者[※]の支援を図るとともに、防災士の資格取得支援を実施し、地域防災リーダーの育成をめざします。

13

関係機関や地域の関係団体との連携・協力により、避難行動要支援者[※]の支援を図るとともに、防災士の資格取得支援を実施し、地域防災リーダーの育成をめざします。

重点施策

II-①

(2)防犯対策の強化

- 防犯に関する広報や出前講座などの防犯啓発活動を通して、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、警察や防犯委員会をはじめ、金剛駅西口地域防犯ステーション[※]や小学校区地域防犯ステーション運営団体などの関係団体と一体となった地域ぐるみの防犯活動を促進します。また、街頭防犯カメラの設置、青色防犯パトロールなど、防犯環境の向上を図ります。

11

防犯に関する広報や出前講座などの防犯啓発活動を通して、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、警察や防犯委員会をはじめ、金剛駅西口地域防犯ステーション[※]や小学校区地域防犯ステーション運営団体などの関係団体と一体となった地域ぐるみの防犯活動を促進します。また、街頭防犯カメラの設置、青色防犯パトロールなど、防犯環境の向上を図ります。

重点施策

II-①

市民・事業者の取組内容

市民	●自助・共助の意識を持ち、自ら災害に備えるとともに、地域の防災活動に参画します。 ●自主防災組織の充実強化を図り、防災・減災に取り組みます。 ●防犯意識を高め、隣家同士の声かけや地域でのパトロール活動への参加など、地域の防犯活動に参加します。
事業者	●顧客や従業員の安全確保、業務の早期再開、地域への貢献に努めます。 ●関係団体と連携・協力し、防犯活動を行います。

進捗状況を見る主な指標			
指標名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
自主防災組織の組織率	69.7%	72.0%	73.0%
安全安心推進リーダー [※] 認定者数	107人	135人	160人
市内刑法犯罪総認知件数	299件	280件	260件
地域防災リーダー育成件数(防災士資格取得補助件数)	25人	54人	79人

市民意識の主な指標			
指標名	現状値(R1)		目標(R12)
「災害に強いまち」と思う市民の割合	42.5%	⇒	UP

将来あるべき姿(めざす方向性)

令和3年度(2021年度)から堺市への消防事務委託により、一層消防・救急体制が整備され、誰もが安全で安心して暮らせるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

近年の消防を取り巻く環境は、災害の多様化・複雑化・大規模化などその様相が変化するとともに、少子高齢化の進行や人口減少など社会構造の変化、また医療・救急の高度化に由来する市民ニーズの多様ななど、大きく変化しています。

めまぐるしく変化する社会にあって、消防が対応する災害は、火災、交通事故、水難事故、自然災害からテロ災害などの特殊な災害まで多岐に及んでいます。

多様化・複雑化する災害へ対応するための消防業務の高度化・専門化は不可欠であり、市民ニーズに的確に対応し、大規模災害への対応体制を充実させることが求められています。

地震や火災などの災害から、市民の生命と財産を守り、誰もが安心して暮らせるよう消防力を増強するとともに、医療機関と連携して救急救命体制を充実強化する必要があります。また、火災予防等の観点から、市民の協力により、防火対策と初期消火の一層の強化を図っていく必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
2	5	健康づくりと医療体制の充実
5	17	防災・防犯対策の強化



行政の取組内容

(1)消防体制・火災予防の充実

- 堺市への消防事務委託により、特殊車両や高度な資機材等の計画的な整備を行うとともに、本部部門や通信指令業務を一元化・効率化することにより、警防要員の充当や予防・救急業務担当職員の専門化・高度化につなげ、より質の高い消防サービスの提供を実現します。
- また、消防団はこれまでの体制を維持し、常備消防と強固に連携しながら、引き続き地域の安全・安心の確保のための活動を行います。さらに、火災予防のため、市民に住宅用火災警報器設置及び維持管理の必要性を啓発するとともに、防火思想の向上に努めます。



(2)救急救命体制の充実

- 堺市への消防事務委託により、高度活動機器の整備、救急救命士の知識・技術習得のための各種研修への派遣、訓練の充実を図り、複雑化する救急事業に対応し、より高度な救急体制の構築を図るとともに、地域防災の担い手となる市民への各種救急講習の実施・受講体制の充実を図ります。



市民・事業者の取組内容

市民	- 住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行い、防火意識の向上に努めます。 - 各種救急講習を受講し、応急手当の知識や技術を身につけます。 - 適切な救急車の利用を心掛けるとともに、判断に迷う場合は「救急安心センターおおさか[※]」を積極的に利用します。
事業者	施設の防火管理者等としての責務を果たします。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
防火対象物等の検査件数	313件	500件	600件
住宅用火災警報器の設置率	83%	85%	90%
「救急安心センターおおさか」利用件数	1,590件	1,800件	2,050件

市民意識の主な指標

指標名	現状値(R1)	目標(R12)
「消防・救急体制の整備に満足している」と思う市民の割合	37.7%	⇒ UP

将来あるべき姿(めざす方向性)

誰もが安心して消費生活が送れるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

消費生活センターに寄せられる相談については、近年のスマートフォンの普及により、手軽にインターネットを利用する機会が増え、全世代で、インターネット通販におけるトラブル、大手通販事業者になりました詐欺サイトによる架空請求など、デジタルコンテンツに関する相談が増加傾向にあります。

今後も、社会情勢の変化により、消費生活センターに寄せられる内容は多様化、複雑化することが想定され、消費者保護を推進するためには、相談体制の強化や啓発活動の充実を図る必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
3	12	地域から始める地球にやさしい環境づくり
5	17	防災・防犯対策の強化

行政の取組内容

(1)消費者保護の推進

- インターネットショッピングや各種通信販売、SNS[※]などによる架空請求をはじめとした消費トラブルへの対応も含め、消費者や学校関係者などに対する講座の実施や、消費に関するパンフレットの配布など情報提供を行うとともに、新たな事案に対応できるよう消費生活相談の専門性を高めることで、消費者の保護と自立支援を図ります。
- 消費行動が環境に与える影響が大きいことから、消費者の立場から地球環境問題を捉えることによって、マイバッグやマイボトルの使用はもとより、環境にやさしい消費行動の実践を促す啓発に努めます。



市民・事業者の取組内容

市 民	●消費トラブルに遭わないよう、情報収集や知識習得に努めるとともに、環境に配慮した消費行動を心がけます。
事業者	●安全・安心な商品や役務の提供、公正な取引に努めます。また、消費者にわかりやすい情報提供や苦情処理体制の確立を図ります。

進捗状況を見る主な指標

指 標 名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
消費生活講座の参加者数	26人	30人	35人

市民意識の主な指標

指 標 名	現状値(R1)	目標(R12)
「悪質商法の被害に遭わないよう、その手口を知るなどの心がけをしている」という市民の割合	70.7%	⇒ UP

第6章

施策の推進に
向けて

将来あるべき姿(めざす方向性)

市民が市政に参画する環境が整い、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、協働するまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

平成23年度(2011年度)に66.7%あった自治会等への加入率は、令和元年度(2019年度)には56.7%にまで低下し、地域における支え合いや、日常生活における人と人とのつながりの希薄化、コミュニティ活動の新たな担い手の不足といった事態を招いています。その背景として、単独世帯や高齢者世帯、共働き世帯の増加など、世帯構成の変化や、ライフスタイル、価値観の多様化が原因の1つとして挙げられます。こうした状況に対応するため、地域と行政が連携・協働して、地域コミュニティの活性化に取り組む必要があります。

また、住民ニーズの多様化、複雑化に伴う行政需要の増大などに対応するため、持続可能なまちづくりを実現する方策の1つとして、事業者の専門的知識やアイデア、資金や技術、ノウハウを積極的に活用するなど、地域の活性化や社会課題の解決に取り組むことが求められています。

より多くの市民がまちづくりに参画できる環境づくりや、積極的に参画する人材の発掘・育成に取り組むとともに、地域に根ざした活動を行っている自治会等やまちづくり円卓会議[※]の活動の意義や魅力を周知し、コミュニティ活動の活性化を図る必要があります。



行政の取組内容

(1)市民参加(参画)・協働の推進

- まちづくりの計画・実施・評価の各段階において、多様な立場の人が参画する機会をつくるとともに、市政に参画する人材の発掘や育成に取り組みます。
- 将来のあるべき姿とともに実現できるよう、地域のまちづくりの核となる自治会等やまちづくり円卓会議などと協働し、地域課題の解決に向けた取組みを進めます。
- 市民が主体となった国際交流、国内交流を進めるため、市民団体などが取り組む姉妹都市、友好都市との自主的な交流活動を支援します。



(2)コミュニティ活動の促進

- 地域を支える人材育成の支援や生涯学習活動による地域課題の共有、コミュニティ活動への参加を促進し、活性化を図ります。
- また、市民活動支援センター[※]や社会福祉協議会などの連携を強化し、ボランティア活動に関する情報発信の充実や、団体相互のネットワークづくりを進めます。



重点施策
II-①

(3)公民連携の推進

- 民間企業や大学をはじめ、多様な主体と連携・協力することにより、それぞれが持つ強みを活かしながら、まちづくりの課題解決に向けた取組みを進めます。



市民・事業者の取組内容

市 民	●自らの発言と行動に責任を持って、まちづくりに取り組み、自治力の向上をめざします。 ●地域のまちづくりの核となる自治会等やまちづくり円卓会議などの活動に参加・参画します。
事業者	●協働によるまちづくりの推進に協力します。

進捗状況を見る主な指標

指 標 名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
市民・市民公益活動団体との協働事業数	151件	152件	153件
自治会等への加入率	56.7%	59.0%	60.0%
国際交流・国内交流実施事業数	6件	6件	7件
市民団体登録件数(「しみんのちから」掲載)	264件	266件	268件

市民意識の主な指標

指 標 名	現状値(R1)	目標(R12)
「市政への市民参画の機会が十分にある」と思う市民の割合	17.4%	⇒ UP ↗

将来あるべき姿(めざす方向性)

本市のまちの魅力やブランド力を高めることにより、シビックプライド[※]の醸成及び認知度の向上をめざします。

また、市民の声を広く聞くとともに、市民に分かりやすく、かつスムーズに市政の情報を入手できる情報共有の仕組みづくりを進めます。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

国の人口減少が加速する中、各地方自治体は移住・定住を目的としたシティプロモーション[※]に積極的に取り組んでいます。

本市においては、転入超過率は府内第2位(平成30年(2018年))で、近年の人口は横ばい又は微増傾向にあります。市民がまちの魅力を確認するとともに、新たな魅力の発掘に取り組み、市民と行政によるシティプロモーションを強化することにより、交流人口や関係人口の増加に努めるとともに、定住人口の増加をさらに促進する必要があります。

また、超高速ブロードバンドの進展と携帯情報端末の爆発的な普及を背景に、個人による情報発信・受信の時代を迎え、近年では、SNS[※]の利用者が飛躍的に伸びており、それに伴い、行政情報の発信方法も多様化しています。本市においても、各種媒体の特性を活かした情報発信に努める必要性が高まっています。

情報通信の発達やグローバル化、経済発展に伴い、価値観の多様化が拡大する中、市民のライフスタイルや世帯構成、地域社会のあり方も変化しています。こうした背景による市民ニーズの多様化に伴い、市政運営に対する提案、意見は増加傾向にあります。本市においても、公平性、透明性の高い行政運営を推進するため、意見、要望の的確な収集によるニーズの把握を行い、効率的な市政運営につながるよう広聴活動を充実する必要があります。

高度情報化の進展を踏まえ、市民と行政の情報の共有化をさらに進め、透明性を確保した効率的な行政運営を進める必要があります。



行政の取組内容

(1) 広報の充実 ● 市政に関わるさまざまな情報を、広報誌やホームページのほか、SNSなど行政だけの視点に捉われない多角的な情報発信ができる媒体も活用しながら、より分かりやすく迅速かつ効果的に発信することで、市民との情報の共有を図ります。		重点施策 Ⅲ-②
(2) 都市魅力の発信 ● 本市の住みやすさや魅力を市内外に広く発信し、市の認知度を高めることにより交流人口や関係人口の増加を図るとともに、住む人の愛着を深める取組みを行うことにより、定住人口の増加を図ります。		重点施策 Ⅲ-②
(3) 広聴活動の充実 ● 行政運営の公平性、透明性を高めるため「ふるさといきいきカード [※] 」や「パブリックコメント [※] 制度」の活用、庁内各部署における広聴活動、情報公開の充実を図り、市民の提案や意見、要望などの的確な把握に努めます。		
(4) 情報の公開 ● 開かれた市政を推進するため、個人情報の保護を徹底した上で、情報公開制度の適正な運用に努めます。		

市民・事業者の取組内容

市民・事業者	● 市政に対する理解を深め、市政への参画に努めます。 ● 行財政運営が適切に行われているか注視します。 ● 自らの活動を通して、まちの魅力の創出と発信に努めます。 ● 市の広報活動を受け、政策の推進拡充をめざした意見、要望を提出します。
--------	---

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
ホームページへのアクセス件数	800,012件	830,000件	855,000件
LINEの友だち登録件数	2,002件	5,000件	8,000件
SNSによる情報発信回数	73回	100回	150回

市民意識の主な指標

指標名	現状値(R1)	目標(R12)
「開かれた透明性の高い行政の推進に満足している」と思う市民の割合	14.9%	⇒ UP

将来あるべき姿(めざす方向性)

効率的な行財政運営が図られるとともに、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、質の高い行政サービスが提供されるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

少子高齢化、人口減少の進行に伴い、市税収入の減少や、社会保障経費の増大が見込まれる一方で、住民に最も身近な基礎自治体として、多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応し、持続可能なまちづくりを進めるために、行財政運営のさらなる効率化を進めていく必要があります。そのため、適正な定員管理に努めるとともに、複雑、多様化する行政課題に対して、横断的かつ機能的、効率的に対応できるよう組織機構を適宜見直す必要があります。また、市民との協働によるまちづくりや女性活躍の推進、働き方改革に対応するため、職員の能力向上に向けた人材育成と活用を図る必要があります。

あわせて、行財政運営の透明性を高めるとともに、行政を取り巻くさまざまなリスクの軽減に努め、自律的に対応する必要があります。

昭和40年代に建設された多くの公共施設等は、近い将来、耐用年数を迎える状況にあり、利用者の安全確保や一定水準の行政サービスを継続するため、予防保全的かつ効果的な維持管理・更新が必要となる見通しであり、財政健全化判断比率の推移と改善を見据えた計画的かつ効果的な財政運営を行う必要があります。

また、スマート自治体研究会(総務省)やスマートシティ戦略会議(大阪府及び大阪市)が設置されるなど、自治体における業務プロセス・システムの標準化やAI[※]・RPA[※]の活用等に向けた動きが活発化する中で、マイナンバーカードを活用したマイナポイント[※]による消費活性化施策や健康保険証利用などの実施を踏まえ、行政のデジタル化に対応する必要があります。

本市では、南河内広域事務室において、まちづくり分野、福祉分野及び公害対策分野における事務の共同処理を行うほか、「南河内広域公平委員会」の共同設置などや、「富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村障害者支給判定審査会」などのように近隣市町村との連携を推進しています。さらに、水道事業、消防事務の広域化など、広域連携に積極的に取り組んでいます。今後も、各市町村がそれぞれ単独で事務処理を行うよりも共同で処理するほうが、効率的かつ効果的な事務は、広域連携による事務処理体制を構築して進める必要があります。

分野別計画等

- 行財政改革推進プラン2020(令和2～6年度)
- 今後の財政収支見通し(平成27～令和6年度)
- 公共施設等総合管理計画(平成28～令和37年度)
- 人材育成基本方針
- 特定事業主行動計画
- 職員研修計画

行政の取組内容

(1)効率的で効果的な行財政運営の推進

- 財源確保に努めるとともに、民間活力やICT[※]等のさらなる活用を図ることにより、市民の利便性の向上や事務の効率化を推進します。
- また、行財政運営の透明性を高めるとともに、さまざまなリスクに対し、自律的に対応できるよう内部統制システム[※]を適切に運用し、ガバナンスの強化を図ります。
- 財政健全化法に定める健全化判断比率の動向に留意し、計画的な行財政改革を進め、安定した財政運営を進めます。
- さらに、複雑、多様化する行政課題に対して、横断的かつ機能的、効率的に対応できるよう、組織機構を適宜見直すとともに、業務量を踏まえた、適正な定員管理に努めます。



(2)適切な公共施設マネジメントの推進

- 施設の長寿命化・統廃合・複合化等、総合的な視点から施設の方向性を検討し、更新時期の分散・施設管理費の削減を図ります。
- また、公有財産の効率的かつ適正な活用を図ります。



(3)人材の育成と活用

- 人材の育成に重点を置いた人事評価や、職員の能力や特性を活かすことができる適切な人事配置など、人材の育成と活用に重点を置いた人事制度の確立を図ります。
- 計画的・体系的な研修を通じて、政策形成能力や法務能力などの向上を図るとともに、地域に愛着を持ち、市民との協働によるまちづくりを担うことができる職員を育成します。
- また、女性職員の登用など女性職員の活躍できる環境づくりを進めます。



(4)情報化の推進と個人情報の保護

- 情報化を推進し、AIやRPAなどの先端技術を活用した業務改善に取り組むことで市民サービスの向上を図るとともに、行政コストの低減を図ります。また、特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)について、適切に管理し情報の保護に努めます。



(5)広域連携の推進

- 大阪府からの権限移譲に係る事務の共同処理をはじめ、水道事業や消防事務など、広域化のスケールメリットを活かした事務の効率化や市民サービスの向上、経費の削減が期待できる事務について、広域連携を推進します。



市民・事業者の取組内容

市民	●行財政運営が適切に行われているか注視し、適切な行政サービスのあり方や必要な受益者負担への理解を深め、協力します。
事業者	●行財政運営が適切に行われているか注視します。

進捗状況を見る主な指標

指 標 名	基準値(R1)	目標値(R7)	目標値(R12)
まちづくり寄附金額	254万円	1,000万円	1,500万円
財政健全化判断比率(実質赤字比率)	黒字	黒字	黒字
女性管理職の登用(幼保を除く、課長級以上の管理職の割合)	14.8%	20%	25%

市民意識の主な指標

指 標 名	現状値(R1)	目標(R12)
「計画的な行政運営に満足している」と思う市民の割合	14.5%	⇒ UP 